

立川市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る指針運用解説

平成22年7月1日

第1 目的

この指針は、農薬・殺虫剤等薬剤の使用が人の健康及び環境に影響を及ぼす可能性があるため、市民が利用する市の施設等において、市が率先して薬剤の安全かつ適正な使用を推進することにより、人の健康及び安全並びに環境への負荷の低減を確保することを目的とする。

○人の健康及び環境に影響を及ぼす可能性

農薬・殺虫剤等の薬剤の中には、人の健康を損なうおそれがあるとして「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律」(いわゆるPRTR法)の指定物質や、毒性が高い物質が含まれているものもある。

また、化学物質過敏症やアレルギーなどで化学物質に対する感受性が高い方や、子どもなどは、化学物質による影響をより考慮する必要がある。

また、本市でも平成20年9月議会において、陳情第8号(公共施設樹木等への農薬使用削減に関する陳情)・第9号(公共施設内での殺虫剤の使用に関する陳情)が採択されるなど薬剤使用の影響に関する市民の関心も高い。

○適正な使用

この指針は、薬剤が人の健康へ及ぼす影響の程度は、薬剤の使用量ではなく、体に取り込む量で決まることを考慮し、一律に薬剤の使用の禁止を求めるものではない。

ただし、人や環境に対する影響に配慮し、有効・適切な技術を組み合わせ、薬剤を使用しない防除方法を検討・実施することとしている。薬剤を使用する場合には薬剤の種類、使用量、使用方法、散布区域について十分な検討を行い、飛散しないような配慮、また、飛散したとしても、そこに近づかせないなど、人の健康へのリスクを避けるための配慮を求めるものである。

○環境への負荷

薬剤などが、目的外の動植物の生息や生育に悪影響を及ぼす場合や、生物をつうじて間接的に人の健康に悪影響が及ぶ可能性のこと。

第2 対象範囲

1 施設等

市が所有又は管理する建物、土地及び樹木、草花その他の植物

○建物、土地及び樹木、草花その他の植物

全ての市の建物及び空き地、路傍等の土地、建物周辺、公園、街路樹などの樹木及び草花等の植物のことをいう。

2 薬剤の種類

- (1) 農薬(農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条第1項に規定する農林水産大臣の登録を受けたもの)
- (2) 殺虫剤
- (3) 殺そ剤
- (4) 殺菌剤

○薬剤の種類

農薬、殺虫剤、殺そ剤、殺菌剤が対象となる。農薬として登録のある忌避剤以外は指針の対象とならない。市販されている犬、猫、蛇などの忌避剤は指針の対象ではない。特定防除資材(重曹、食酢、天敵)も指針の対象とならない。ただし、防除対象の把握、使用資材の安全性確認、使用資材の適用性と有効性確認、適正使用、周辺への配慮、周辺への周知などは必要となる。対象以外の薬剤も適正使用のために指針を準用するのが望ましい。

○農薬

農作物(樹木、農林産物を含む)用の薬剤で、農薬取締法に基づく農林水産省の登録を受け、登録期間が有効なもの。殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ剤、植物成長調整剤、忌避剤をいう。

○殺虫剤

主に建物内部で使用される、衛生害虫又は不快害虫を防除する薬剤で農薬を除くものをいう。衛生害虫とは、人の健康を害する虫の総称であり、ゴキブリ、蚊、ハエ等が含まれる。また、不快害虫とは、刺咬、不潔感等人に不快感を与える虫等の総称であり、シロアリ、キクイムシ等の木材害虫、昆虫以外のムカデ等の小動物も含まれるものとする。

なお、ここでの殺虫剤とは、衛生害虫や不快害虫を対象とするものをいい、同じ殺虫成分のものであっても、樹木等の害虫を対象とするものは農薬の殺虫剤である。

○殺そ剤

主に建物内部で使用される、衛生環境を損なうネズミを防除する薬剤(医薬品・医薬部外品)で農薬を除くものをいう。

○殺菌剤

衛生環境を損なう細菌等を消毒する薬剤で農薬を除くものをいう。

この指針では、建物の床、壁、手すり等構造物の消毒を対象としており、器具消毒、人体消毒等は対象外とする。

第3 基本的事項

1 薬剤の使用削減

病虫害等の生息状況に関らず、一律に薬剤を使用することは、原則として行わないこととする。

○病虫害等

病虫害(樹木等を害する菌、線虫、ダニ、昆虫等)、衛生害虫(ゴキブリ等)、不快害虫(シロアリ等)、ネズミ及び雑草のことをいう。

○生息状況に関らず、一律に薬剤を使用

生息状況調査等を行わずに薬剤を使用すること、または調査等を行ってもその結果に基づかずに定期的に薬剤を使用することをいう。

○原則として

例外として以下のような場合は薬剤を使用できるものとする。例外とした場合は、その必要性や理由などを記録しておくこと。

- ・「第3基本的事項(5)適用除外」に記載されている、事前防除が必要な対象(シロアリ等)や、防除・駆除について法令、通知等により別に管理基準がある場合。
- ・貴重な植物の保存や観賞用栽培、試験研究のための施設や種苗生産施設等での病虫害の発生に対する未然防止
- ・食品を取り扱う区域、排水槽及び廃棄物の保管整備の周辺等の衛生害虫やネズミが発生しやすい箇所
- ・その他、薬剤による対応以外では対処できない場合。

(1) 発生予防

日頃から、病虫害等が発生しにくい環境づくりに努めるものとする。

○病虫害等が発生しにくい環境づくり

〈樹木等での例〉

- ・栽培前に、病虫害に強い樹木等を検討する。
- ・病虫害の越冬場所となる落ち葉や被害を受けた部分を処分する。
- ・通風や日当たりを確保するために間引き、剪定等を行う。

〈建物での例〉

- ・外部からの進入経路を絶つ。
- ・清掃によって害虫が発生、繁殖しにくい清潔な環境を保つ。
- ・ごみを放置しない。
- ・雨水がたまらない工夫をする。

(2) 生息状況の確認

病虫害等の防除にあたっては、あらかじめ病虫害等の生息状況調査等により、その発生状況を把握するものとする。

○病虫害等の生息状況調査等

〈樹木等〉

発生しやすい病虫害の種類や過去の病虫害等の生息状況をもとに、事前に病虫害等の発生状況や被害の状況を調査する。

〈建物〉

衛生害虫及びネズミについては、定期的に発生場所・生息場所・侵入経路並びに被害の状況を調査する。不快害虫については、目視等で生息を把握する。

(3) 薬剤を使用しない防除

(2)の結果、病虫害等の発生が確認され、防除が必要と判断されたときは、まず物理的防除等薬剤を使用しない防除方法を検討し実施するものとする。

○薬剤を使用しない防除方法

〈樹木等での例〉

捕殺、枝ごとの切除、たいまつ等による焼却、ブラシ等によるはぎ取り、こも巻き、雑草の抜き取りや刈り取り

〈建物での例〉

捕殺、わなや忌避装置の使用

(4) 生息状況の記録及び保存

生息状況調査等の結果を記録し保存すること。

○生息状況調査等の結果を記録し保存する

病虫害等の発生状況を記録し、一定期間保存しておくこと。保存期間は管理対象の状況に合わせ任意に決めてよい。

(5) 適用除外

ア 事前防除が必要な対象(シロアリ等)については、(2)及び(3)は適用しない。

イ 防除・駆除について法令、通知等により別に管理基準がある場合は、これを優先する。

○ア 事前防除が必要な対象(シロアリ等)

「第3 基本的事項」の項でも例外的な薬剤使用は認めている。具体的なケースとして、発生を確認したあとの対応では被害が防げない場合は一部の規定を適用しないことを明記している。シロアリの防除(薬剤に代わる効果的な方法がない)や歴史的資料の保存(防カビ、虫食い防止など)などを想定している。

○イ 防除・駆除について法令、通知等により別に管理基準がある場合

薬剤の例外的な使用として、法令・通知等により薬剤使用した作業や駆除などに管理基準がある場合を明記している。文部科学省「学校給食衛生管理の基準」などを想定している。

2 薬剤の適正使用

薬剤を使用するときは、次の方法によるものとする。

○薬剤を使用するとき

薬剤を使用する、しないの判断については、個々の施設により、病虫害等の発生状況が異なるため、基準は設けない。発生した病虫害等の種類、被害の程度、施設の利用状況等を勘案して、施設管理者が判断するものとする。

(1) 薬剤の使用法

ア 使用にあたっては、まず誘殺、塗布等の散布以外の方法を検討すること。

イ 薬剤は、次の薬剤を使用すること。

(ア) 農薬は、使用対象及び防除対象に適用性があり、農林水産大臣に登録された農薬とする。

(イ) 殺虫剤(衛生害虫用に限る。)及び殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品とする。

ウ 使用方法及び使用上の注意事項を遵守すること。

エ 散布区域及び使用する薬剤量を必要最小限に留めること。

オ 農薬を混合して使用するときは、危害等が発生しないように注意すること。

カ 食毒剤(毒餌剤)を使用するときは、誤食防止及び接触防止を図ること。

○誘殺、塗布等の散布以外の方法

散布とは、噴霧、薫煙などにより薬剤を撒くことをいう。散布は薬剤が飛散しやすいため、誘殺、塗布などの以下のような方法をとることが望ましい。

〈樹木での例〉

誘殺(誘引トラップの設置)、塗布、樹幹注入や粒剤の施用(施用量や施用方法に注意すること。)

〈建物での例〉

誘殺(毒餌、ホウ酸だんご)や塗布(通り道、壁面への塗布)

○使用対象及び防除対象に適用性があり、農林水産大臣に登録された農薬

登録農薬には、「農林水産省登録番号第〇〇〇号」と表示されており、使用にあたっては、ラベルや梱包容器等に適用作物、適用病虫害等が記載されているので確認をする。

○必要最小限

ラベル等に記載された使用方法(希釈倍率等)を守るのは当然であるが、被害箇所の的確な把握により最小範囲の使用にとどめるものとする。

○農薬を混合して使用するとき

農薬を組み合わせる使用の場合は、十分注意を図り、有機リン系農薬同士の混用は厳に控えること。

○誤食防止及び接触防止

子どもの手の届かないところへの設置や食品などと区別できるような容器に入れるなどの対策を行う。

(2) 周辺への配慮及び安全対策

薬剤を散布するときは、次の方法によるものとする。散布以外の方法を用いる場合も、必要に応じて次の方法によるものとする。

ア 作業前後には、施設利用者、周辺住民等に対し、作業の目的・日時・方法、使用薬剤に係る事項、注意事項等を周知すること。

イ 薬剤の飛散防止に最大限配慮すること。

ウ 実施時期(曜日、時間帯等)に配慮すること。

○必要に応じて

塗布であっても薬剤を処置した箇所への接触により、健康への影響のおそれがある場合は、散布の場合と同様に、周辺への配慮が必要である。

○作業の目的・日時・方法、使用薬剤に係る事項、注意事項等を周知

- ・施設の利用者に対して、掲示板などを利用して周知する。
- ・人が立ち入る可能性がある場合は、たて看板などを利用して周知する。
- ・街路樹や公園に散布する場合は、たて看板やちらしなどで周知する。

○飛散防止

〈樹木等での例〉

- ・風が無風か弱いときに行うなど、天候や時間帯を選んで行う。
- ・散布中は、風向きやノズルの向きなどに注意をする。
- ・飛散防止ノズルの使用や散布圧力の調整をする。
- ・周辺(特に風下)の遊具等に飛散しない措置(作業場所からの移動、シート養生など)をとる。

〈建物での例〉

- ・散布中は、ノズルの向きなどに注意をする。
- ・食べ物、食器、おもちゃ等に飛散しない措置(作業場所からの移動、シート養生など)をとる。
- ・作業後は、必要に応じて強制換気、清掃を実施する。

○実施時期(曜日、時間帯等)に配慮

休館日に実施したり、通勤・通学時間帯を避けるなど、人が散布場所にできるだけ近寄らない曜日や時間帯に実施する。

(3) 薬剤使用の記録及び保存

薬剤使用状況等を記録し、生息状況調査等の記録とともに保存すること。

○薬剤使用状況等を記録し、生息状況調査等の記録とともに保存

病虫害等の発生状況、防除作業の日時、使用薬剤に関する事項(名称、希釈倍率、使用量等)、作業場所、作業方法等を記録し、一定期間保存しておくこと。薬剤使用に関する記録は生息状況の記録と一緒に保存するのが望ましい。

(4) 子ども等への配慮

上記のほか、子ども等が多く利用し、若しくは使用する施設又はその周辺で薬剤を散布するときは、次の方法によるものとする。散布以外の方法を用いるときも、必要に応じて次の方法によるものとする。

ア 関係施設等へ周知を図ること。

イ 学校等では夏休み期間に作業を実施するなど実施時期に配慮すること。

ウ 必要に応じて子ども等が近づかない措置をとること。

○子ども等への配慮

化学物質過敏症やアレルギーなどで化学物質に対する感受性が高い方、子ども、妊婦などは、化学物質による影響をより考慮する必要がある。さらに、子どもは、散布場所に接触した場

合、そのまま手を口に運ぶおそれもある。注意喚起の表示も工夫が必要となる。このことから子どもが多く利用する施設などでは、特に配慮が必要である。

○子ども等が多く利用し、若しくは使用する施設又はその周辺

学校、図書館、児童福祉施設等の施設や通学路などをいう。

○関係施設等へ周知を図る

通学路やその近くでの薬剤散布については、当該学校等に向けた周知を図る。

また、学校等で薬剤を使用する場合は、周知について学校等と協議すること。

○学校等では夏休み期間に作業を実施するなど実施時期に配慮

長期休暇(夏休み等)や休館日を利用するなど、子どもが散布場所にできるだけ近づかない時期又は時間帯に実施するよう努める。

○子ども等が近づかない措置

必要に応じ、散布の実施中及び実施後は看板やバリアード、ロープ等を利用するなどして、子どもにもわかりやすく知らせ、子ども等が近づかないようにする。

3 適正使用の推進

(1) 薬剤の適正使用を推進するため、この指針の運用解説を参考にする。

○適正使用の推進

指針運用解説を示し、指針の理解と周知徹底を努め適正使用を推進するものとする。

その他の以下の資料を参考にするものとする。

・関連法規について

農薬取締法及び関係政省令等の概要を別紙1、別紙2にまとめた。また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び関係政省令等の概要を別紙3にまとめた。

・参考マニュアル

具体的手順については以下のマニュアルを参照すること。運用は、対象規模、実態、過去の履歴を考慮すること。または管理対象に合わせた、マニュアルを作成してもよい。

「環境省、公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」

屋外における薬剤使用の参考マニュアル。

「厚生労働省、建築物における維持管理マニュアル」

屋内における薬剤使用の参考マニュアル。

・参考資料

「東京都、化学物質の子どもガイドライン《室内空気編、殺虫剤樹木散布編》」

マニュアルのダウンロード場所などは指針の最後に記載する。

(2) 病害虫等の防除を業務委託により実施するときは、この指針を遵守するとともに、受託者と十分に打ち合わせること。

○指針を遵守する

病害虫防除業務を委託により実施する場合は、委託業者に指針の内容を十分に周知し、必要事項を仕様書に反映すること。

○受託者と十分に打ち合わせる

適切な方法で実施されるかをあらかじめ作業計画書を提出させるなどして確認する。作業計画書などについては業者より十分な説明を受け、施設管理者が作業の実施状況について把握し、市民などからの問い合わせに対応できる体制を整える。

また、業者より必要に応じ病虫害等防除に関する助言を受け、日常的環境整備や防除計画の見直しなどを行う。

第4 適用除外

この指針は、緊急時に薬剤を使用する場合においては、適用しない。

○緊急時に薬剤を使用する場合

感染症が発生又はそのおそれがある際の拡大防止、災害時の感染症対策で薬剤を使用する場合及び人への健康被害が広がる恐れのある場合など、緊急性がある場合は、この指針は適用しない。

その他

①薬剤の使用量公開について

陳情の中で使用量の公開が求められています。このため年間の薬剤使用量について報告をお願いいたします。環境対策課で取りまとめ、ホームページに公開する予定です。

書式については、農薬殺虫剤使用簡易記録票の「A屋外薬剤使用記録」「B屋内薬剤使用記録」を使用する予定です。ご協力をお願いいたします。

②関係機関への働きかけ

民間施設は指針の対象となりません。ただし、民間保育園や幼稚園などは、薬剤使用に関して市施設と同様な対応が望めます。関係機関より指針を参照していただくよう働きかけをお願いいたします。

PFI(民間資金を活用した公共施設整備)や指定管理による施設は指針の対象となります。周知をお願いいたします。

③参考マニュアルの入手先

屋外用:環境省>水・土壌・地盤環境の保全>農薬対策関連>

公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル

http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html

屋内用:厚生労働省 建築物衛生のページ 関係通知

建築物における維持管理マニュアルについて

(平成20年1月25日健衛発第 0125001号)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei09/03.html>

④農薬の情報

農薬に関する情報が得られます。

農林水産省 農薬コーナー

<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>

農薬の登録情報や適用性について検索ができます。

農薬登録情報提供システム

http://www.acis.famic.go.jp/index_kensaku.htm

⑤化学物質の情報

取扱説明書のほか、薬剤メーカーより化学物質安全性データシート(**MSDS**)が提供されている場合があります。安全性や緊急時の取り扱いなど重要な情報が記載されていますので入手するようにしてください。

また、農薬や化学物質そのものについてのデータベースもホームページ上にあります。使用する物質についてより詳しい情報が必要な時は参照してください。

PRTR法指定化学物質データ検索

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/db/db.php3>

国際化学物質安全性カード(ICSC) 国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)

<http://www.nihs.go.jp/ICSC>

⑥変更について

平成22年11月

「農薬登録情報検索システム」のホームページが変更されたので修正しました。

リンク先を「農薬登録情報提供システム」に変更しました。